

香芝市告示第54号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、次のとおり土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を関係者の縦覧に供する。

令和5年4月1日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 縦覧期間 令和5年4月1日(土)から令和5年5月1日(月)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く
2. 縦覧場所 香芝市役所 税務課